

質問Ⅲ-1-2 里親による措置が親権者の親権に優先する枠組みについて

- 1 賛成
- 2 反対
- 3 どちらともいえない

63
29
66

質問Ⅲ-1-3 施設長等（里親含む）にではなく、児童相談所長（都道府県）に権限を与え、児童相談所長（都道府県）から「委任する」枠組みについて

- 1 児童相談所長（都道府県）から、施設長や里親へ委任する枠組みがよい
- 2 日常的な身上監護の観点から施設長等（里親含む）のほうが適当
- 3 どちらともいえない

34
87
37

■医療（入院、服薬、手術、輸血等）

質問Ⅲ-1-4 児童相談所長、施設長等（里親含む）が、親権者の同意がなく医療行為を受けさせることができることについて

- 1 賛成
- 2 反対
- 3 どちらともいえない

68
22
44

質問Ⅲ-1-5 児童福祉審議会等の意見を聴くことを前提に、児童相談所長、施設長等（里親含む）が、親権者の同意がなく医療行為を受けさせることができることについて

- 1 賛成
- 2 反対
- 3 どちらともいえない

56
57
45

質問Ⅲ-1-6 医療行為を受けさせることができるのは、新たな親権の一時停止など、裁判所の決定に拠らなければならないこと（現行と類似又は同様の手続き）について

- 1 賛成
- 2 反対
- 3 どちらともいえない

59
46
53

Ⅲ-2 一時保護中の取り扱いについて

■児童相談所長の優先

質問Ⅲ-2-1 一時保護中は児童相談所長の措置が親権者の親権に優先する枠組みについて

- 1 賛成
- 2 反対
- 3 どちらともいえない

122
7
29

■一時保護期間

質問Ⅲ-2-2 一時保護期間の制限や裁判所の承認について

- 1 A案「現行制度維持」に賛成
- 2 A修正案「現行制度維持（超2ヶ月の要件明確化）」に賛成
- 3 B案「28条申立てまでの期間制限」に賛成
- 4 B修正案「28条申立てまでの期間制限（延長には要裁判所承認）」に賛成
- 5 C案「同意ない一時保護には裁判所の承認を要する（例：2週間以内、簡易審査）」に賛成
- 6 その他の方法

67
58
3
10
17
3

質問Ⅲ-2-3 「何らかの司法関与」が求められると予測されるため、1 A案、2 A修正案以外であれば、B案、B修正案、C案のどれを選択するかについて

- 1 どちらかといえばB案に賛成
- 2 どちらかといえばB修正案に賛成
- 3 どちらかといえばC案に賛成
- 4 B案、B修正案、C案どちらも対応が難しい

22
42
39
52

### Ⅲ-3 親権を行う者がいない子の適切な監護等の手当て

#### ■里親委託・一時保護中で親権者がいない場合（未成年後見人があるに至るまで）

質問Ⅲ-3-1 児童相談所長が機関として親権を行うものとするについて

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1 賛成        | 115 |
| 2 反対        | 12  |
| 3 どちらともいえない | 31  |

質問Ⅲ-3-2 里親委託中は、里親が親権を行うものとするについて

- |             |    |
|-------------|----|
| 1 賛成        | 69 |
| 2 反対        | 36 |
| 3 どちらともいえない | 52 |

#### ■法人による未成年後見

質問Ⅲ-3-3 法人を未成年後見人に選任できるようにすることについて

- |             |    |
|-------------|----|
| 1 賛成        | 79 |
| 2 反対        | 18 |
| 3 どちらともいえない | 61 |

#### ■措置及び一時保護中ではない未成年者に親権者等がいない場合

質問Ⅲ-3-4 児童相談所長が機関として未成年後見人に選任できるようにすることについて

- |             |    |
|-------------|----|
| 1 賛成        | 38 |
| 2 反対        | 62 |
| 3 どちらともいえない | 58 |

質問Ⅲ-3-5 児童相談所長が機関として未成年後見人となることの問題点

※ 後述の「2 結果と各所の主な意見等」参照

質問Ⅲ-3-6 行政手続で児童相談所長が親権を行うものとするについて

- |             |    |
|-------------|----|
| 1 賛成        | 28 |
| 2 反対        | 58 |
| 3 どちらともいえない | 71 |

### Ⅲ-4 親権制度の見直しに関するその他の論点

#### ■接近禁止命令のあり方

質問Ⅲ-4-1 接近禁止命令の主体は、現在、都道府県知事とされていることについて

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1 命令主体は、都道府県知事のままで支障ない（実績がない）    | 88 |
| 2 命令主体は、都道府県知事では支障があるため、裁判所が望ましい | 58 |
| 3 命令の主体にこだわらない（どちらでもよい）          | 9  |

質問Ⅲ-4-2 接近禁止命令は、強制入所（28条）と面会・通信の全部制限が要件となっているが、これを同意入所や一時保護中ケースにまで対象拡大する必要性について

- |                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 1 現行の面会・通信制限で対応ができており、接近禁止命令まで必要ない    | 66 |
| 2 面会・通信制限だけでは十分な対応ができないので接近禁止命令が必要である | 71 |
| 3 どちらでもよい                             | 19 |

質問Ⅲ-4-3 施設入所中、里親等委託中、一時保護中以外の未成年の子へ対象を拡大することについて

- |  |    |
|--|----|
| 1 民間シェルターで保護されている場合や祖父母等の親族監護の場合、接近禁止命令が必要 | 71 |
| 2 現行制度で対応が可能であり、接近禁止命令までは必要ない              | 60 |
| 3 どちらでもよい                                  | 25 |

#### ■保護者に対する指導の実効性を高める方策

質問Ⅲ-4-4 保護者指導への司法関与のあり方について

- |                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 1 司法から、直接保護者（親権者）に対して勧告等を行うべきである | 138 |
| 2 都道府県（児童相談所）に対して勧告を行う現行制度のままでよい | 11  |
| 3 どちらでもよい                        | 9   |

質問Ⅲ-4-5 保護者指導への司法関与の方法について

- 1 A案 家裁が保護者に児童相談所の指導を受けるよう命ずるようにする
- 2 B案 28条承認併せて児童相談所が指導措置をとることを承認する
- 3 C案 28条承認併せて児童相談所の指導を受けるべき旨を保護者に勧告する
- 4 その他

87
5
59
7

■懲戒権及び懲戒場の規定（民法第822条）

質問Ⅲ-4-6 懲戒権及び懲戒場の規定（民法第822条）の要否について

- 1 削除すべきである
- 2 どちらかといえば削除すべきである
- 3 どちらでもよい
- 4 どちらかといえば削除しなくてもよい
- 5 削除しなくてよい

77
43
19
15
3

Ⅲ-5 その他 親権制度に関する自由意見等  
※ 後述の「2 結果と各所の主な意見等」参照

## 2 結果と各所の主な意見等

### 調査 I 直近の状況に関する調査

「平成 22 年 1 月 31 日現在の児童福祉施設に入所措置（契約を除く）及び里親に委託措置されている児童数」を調査した。

#### 質問 I - 1

法第 28 条の適用状況について

(1) 児童福祉施設措置中児童 表 1

児童福祉施設	29,755
①当初から28条	272
更新	124
未更新	148
②同意→28条	10
更新	2
未更新	8
③28条→同意	165
更新	44
未更新	121
④同意→同意	29,308

(2) 里親委託措置中児童数 表 2

里親委託	2,610
①当初から28条	16
更新	5
未更新	11
②同意→28条	1
更新	0
未更新	1
③28条→同意	2
更新	1
未更新	1
④同意→同意	2,591

- 児童数は、表 1、表 2 という結果であった。
- 児童福祉施設の措置児童数を、児童相談所数と提出数とを比較し単純補正（201/158）すると 37,853 人となる。同様に里親委託児童数を行うと 3,320 人となり、H20 年の入所等状況の数値と大きな差は認められないことから、実態を推測することが可能と思われる。
- （児童養護施設入所児童等調査 H20 年 2 月 1 日 = 児童福祉施設 37,921 人；里親委託 3,611 人）
- 表 1・2 を合計すると表 3 となる。

表 3

措置児童数	32,365	%
①当初から28条	288	0.89%
②同意→28条	11	0.03%
③28条→同意	167	0.52%
④同意→同意	31,899	98.56%

- 当初から 28 条のケースは、0.89%、同意から 28 条に切替わったケースは極少数 0.03%、28 条から同意に切替わったケースは 0.52%、当初から、同意による入所は 98.56% であった。
- 児童相談所における「28 条手続き」をみると、現在①～③の計 466 件（単純補正後 593 件）の手続き事務を行っていることになる。
- 表 2 から、里親に 28 条ケースの委託措置を行っているケースが 19 件（0.7%）あった。

#### 質問 I - 2 措置中児童の親権喪失の状況

表 4

児童福祉施設	1,478
①親権喪失児童	10
②喪失以外で親権者がいない児童	1,468
里親等委託	237
①親権喪失児童	3
②喪失以外で親権者がいない児童	※234

- 表 4 をみると、1,715 人（5.3%）が、親権喪失した児童及び親権喪失以外で親権者がいない児童である（単純補正後 2,182 人）。
- 児童養護施設の長は、親権者がいない児童に対して、親権者にかわり親権を行うことができるが、里親の場合は規定がないため、新たな対応策が求められることになるのは※234 人（単純補正後 298 人）である。

#### 質問 I - 2 - 2

- 1,715 人分の個別ケースの詳細調査を求めたが、提出は 748 ケース（約 44%）にとどまった。
- 以下の表 5 は、親権喪失（父母いずれかの親権喪失、父母両方の親権喪失）児童、13 人の状況である。

表5

親権喪失児童	父母いずれか片方		父母両方	
	4人		9人	
	未成年後見人	申立者	未成年後見人	申立者
	児相長 2	児相長 2	児相長 1	児相長 1
	叔母 1	祖父 1	叔父 3	叔父 3
	祖母 1	祖母 1	伯母 1	伯母 1
			祖母 1	祖母 1
			その他 3	その他 3

○ 以下の表6は、親権喪失以外で親権者がいない児童735人の状況である。

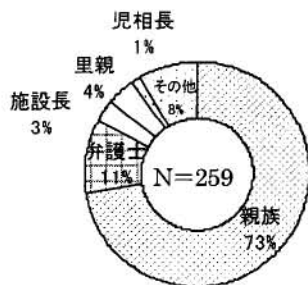
未成年後見人がいる児童は259人、親権者・後見人ともいない児童は476人であった。

表6

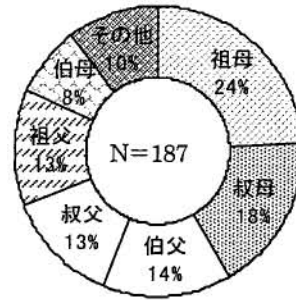
親権喪失以外で親権者がいない児童	未成年後見人がいる		親権者・後見人ともいない	
	259人		476人	
	未成年後見人	申立者		
親族	187	親族	170	
弁護士	28	児相長	25	
施設長	8	その他	18	
里親	11	不明	46	
児相長	3			
その他	22			

○ 未成年後見人の内訳を見てみると、親族が最も多く約73%、弁護士が約11%、施設長が約3%、里親が約4%、児童相談所長が約1%となっている。(グラフI-1参照)

グラフI-1 未成年後見人の状況



グラフI-2 親族の状況



○ グラフI-2のとおり、親族の未成年後見人の内訳は、祖母・叔母・伯父・叔父・祖父・伯母の順であった。

○ 次に申立者をみると、これも約66% (不明を除くと約82%) が親族で最も多かった。

○ 児童相談所長の関わりをみると、未成年後見人は3ケース、1%であるが、申立者となると25ケース、約10%と関わり合いの割合が高くなっている。

調査II 現状調査

○ 平成20年度、平成21年度における、親権喪失宣告請求件数、医療ネグレクト対応件数、未成年後見選任請求件数、行政不服審査請求への対応件数、行政事件訴訟の対応件数について、各児童相談所の実績を調査した。

質問II-1-1~2

※ 省略 前述の「1 集計値」参照